

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、院内カーテンの賃貸借について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成27年6月18日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 日高史郎



1 入札に付する事項

(1) 賃貸借する物品等の名称及び数量

院内カーテン 527枚

（詳細は入札説明書による。）

(2) 賃貸借するカーテンの仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成27年9月1日から平成32年8月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

(2) 賃貸借する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4の規定に該当しない者であること。

(4) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成27年7月3日（金） 午前10時

イ 場所 県民健康プラザ鹿屋医療センター 会議室（2階）

鹿屋市札元一丁目8番8号

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ク) 交付場所 県民健康プラザ鹿屋医療センター 総務課
鹿屋市札元一丁目8番8号

(イ) 交付期限 平成27年6月26日(金) 午後5時

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)イに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2か年の間に国(公団及び独立行政法人を含む。)又は、地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2か年の間に国(公団及び独立行政法人を含む。)又は、地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

6 入札の無効

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 代理権を有しない者のした入札

(2) 入札者が他の入札者の代理人と兼ねてした入札又は2人以上の入札者の代理を兼ねてした者の入札

- (3) 入札者又はその代理人がした2以上の入札
- (4) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (5) 入札書の記載事項（入札金額年月日及び住所を除く。）が判明できない入札書，入札書の記載事項（入札金額を除く。）の訂正に押印のない入札書及び入札者の押印のない入札書による入札
- (6) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (7) 民法第95条に基づく錯誤の入札と入札執行者が認めた場合の入札
- (8) 失格した者の入札
- (9) 送付，電報又は電送の方法による入札
- (10) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (11) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

8 最低制限価格

設定しない。

9 契約書案等の提出

落札者は，落札決定通知を受けた日から5日以内に，記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 問い合わせ先

県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課

鹿屋市札元一丁目8番8号 郵便番号 893-0013

電話番号 0994-42-5101

ファックス番号 0994-44-3944